

週休 2 日制試行要領

令和 8 年 7 月

津市

目 次

第1編

土木工事（積算基準（下水道編）、土地改良工事積算基準及び水道施設整備費に係る歩掛表適用工事含む）編・・・・・・・・・・・・・・2

1. 土日完全週休2日制工事（発注者指定型）試行要領・・・・・・・・・・2

第2編 公共建築工事積算基準適用工事編・・・・・・・・・・・・・・6

1. 土日完全週休2日制工事（発注者指定型）試行要領・・・・・・・・・・6

第3編 土木工事（森林整備積算基準）編・・・・・・・・・・・・・・10

1. 土日完全週休2日制工事（発注者指定型）試行要領・・・・・・・・・・10

第1編 土木工事（積算基準（下水道編）、土地改良工事積算基準及び水道施設整備費に係る歩掛表適用工事含む）編

1. 土日完全週休2日制工事（発注者指定型）試行要領

（目的）

第1条 建設産業において、就業者の高齢化と担い手不足が進行するなか、若手技術者等の確保・育成が重要な課題となっており、対応策の一つとして、週休2日の確保による建設現場の就労環境の改善が求められている。このため、週休2日（4週8休以上）の普及・定着に向けて土日完全週休2日制工事を試行する。

（定義）

第2条 土日完全週休2日制工事とは、工事開始日から工事完成報告書の提出日までを対象期間^{※1}として、現場閉所^{※2}を原則、すべての土曜日と日曜日に行うものをいう。

2 この要領において、通期の週休2日とは、対象期間全体での現場閉所の達成状況が4週8休以上（現場閉所日数/対象期間日数＝28.5%以上）であることをいう。

※1 対象期間の考え方について、以下の期間は対象期間から除く

- ・準備期間
- ・後片付け期間
- ・夏季休暇（3日間）
- ・年末年始休暇（6日間）
- ・工場製作のみの期間
- ・工事事故等による不稼働期間
- ・天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応期間
- ・その他、受注者の責によらず休工を余儀なくされる期間

なお、発注者の指示により土日作業（同一週内での指示に限る）を行った作業日は対象期間から除く。（別紙）

※2 巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

3 現場閉所日数は、土曜日・日曜日にかかわらず現場を閉所した日の累計とし、荒天（降雨・降雪等）により休工した日も現場を閉所した日数に含めるものとする。

（対象工事）

第3条 すべての工事の案件を対象とする。ただし、以下の案件については対象外とする。

(1) 契約工期が50日未満の工事

(2) 現場閉所困難な工事

（入札公告等への明示）

第4条 発注者は、入札公告において、「土日完全週休2日制工事（発注者指定型）経費補正なし」である旨を明示する。

（経費の計上）

第5条 週休2日に関する経費補正は行わないものとする。

（工事成績評価における評価）

第6条 対象期間内ですべての土曜日・日曜日の現場閉所が達成できた場合、工事成績採点表 創意工夫の評価（監督員）における【施工】において加点評価する。

なお、現場見学会など、1週間以上前に判明した土日作業がある場合には、発注者との協議により土曜日・日曜日を別の日へ振替えることができるが、工事成績評価の加点対象となるのは、原則、前後2週間以内の平日へ振替えた場合とする。（別紙）

また、対象期間内ですべての土曜日・日曜日の現場閉所及び通期の週休2日が達成出来なかった場合でも、工事成績評価の減点を行わない。

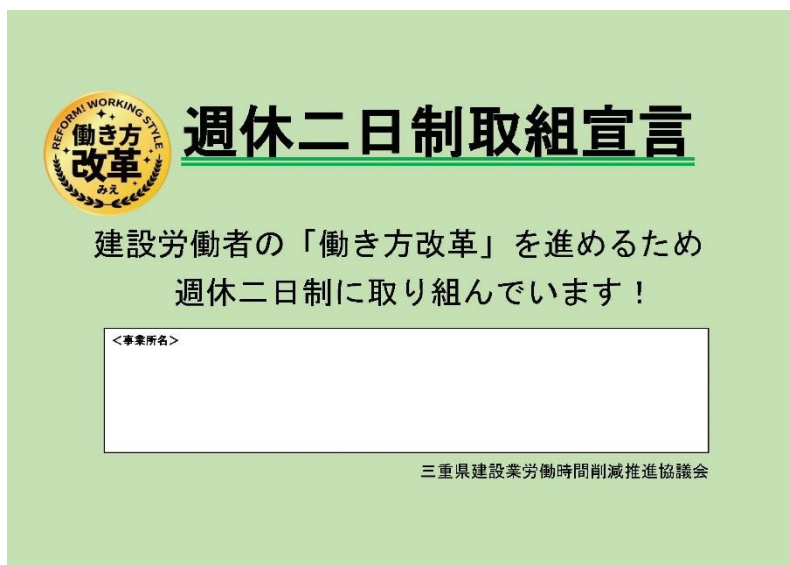
（その他）

第7条 受注者は、月1回、工事現場の休工状況を監督員に報告すること。また、工事完成時に通期の週休2日の達成状況を報告すること。

2 「三重県建設業労働時間削減推進協議会」※³が配付する「週休二日制取組宣言」を工事現場の公衆の見やすいところに掲示するよう努める。

なお、掲示例等詳細については、以下のとおりとする。

【掲示の例・サイズ】A3横サイズ(297×420mm)



【入手方法】

- ・ HP からダウンロードする場合

【三重県ダウンロードページ】

https://www.pref.mie.lg.jp/JIGYOS/HP/m0156500039_00002.htm

【三重労働局ダウンロードページ】

https://jsite.mhlw.go.jp/mie-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/roudoukijun_keiyaku/densisinsei_00001.html

- ・ 直接受け取る場合

【配付先】 厚生労働省三重労働局労働基準部監督課

- ・ 郵送で受け取る場合

厚生労働省三重労働局労働基準部監督課まで連絡（059-226-2106）

※3 建設事業の働き方改革関連法による時間外労働の上限規制が令和6年（2024年）4月1日から適用されており、これに向けて、長時間労働削減に関する自主的取組の促進を図ることを目的として、三重県、厚生労働省三重労働局及び三重県建設業協会等で構成する組織。

【別紙 通期の週休2日の考え方】

通期の週休2日とは、対象期間全体での現場閉所の達成状況が4週8休以上（現場閉所日数/対象期間日数＝28.5%以上）であることをいう。

通期の週休2日は、以下のとおり、月1回の現場閉所状況を確認し、工事完成時に週休2日の達成状況を確認する。

A月						
月	火	水	木	金	土	日
1	2	3 工事契日	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

A 月

- ・対象期間 対象外（準備期間）
- ・現場閉所日数 対象外（準備期間）
- ・現場閉所日数/対象期間日数 対象外
- ・土日現場閉所 対象外

B月						
月	火	水	木	金	土	日
		1	2 工事着手	3	4	5
6	7	8	9 作業指示	10	11 土曜作業	12
13	14 振替え	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

B 月

- ・対象期間 29 日
- ・現場閉所日数 8 日
- ・現場閉所日数/対象期間日数
8 日/29 日＝27.6…NG 工期全体で評価
- ・土日現場閉所 OK（土曜作業 OK、振替え OK）

C月						
月	火	水	木	金	土	日
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26 工事完成	27	28	29	30

C 月

- ・対象期間 6 日
- ・現場閉所日数 2 日
- ・現場閉所日数/対象期間日数
2 日/6 日＝33.3… OK
- ・土日現場閉所 OK

準備・後片付け期間

対象期間

通期（工期全体）

- ・対象期間 35 日
- ・閉所日数 10 日
- ・現場閉所日数/対象期間日数
10 日/35 日＝28.6…
- ・土日現場閉所 全て OK

第2編 公共建築工事積算基準適用工事編

1. 土日完全週休2日制工事（発注者指定型）試行要領

（目的）

第1条 建設業では、若年者の入職が年々減少し、将来の担い手不足が大きな課題となっている。担い手確保には、建設現場における労働環境の改善が必須であるため、週休2日（4週8休以上）の普及・定着に向けて土日完全週休2日制工事を試行する。

（定義）

第2条 土日完全週休2日制工事とは、工事開始日から工事完成報告書の提出日までを対象期間^{※1}として、現場閉所^{※2}を原則、すべての土曜日と日曜日に行うものをいう。

2 この要領において、通期の週休2日とは、対象期間全体での現場閉所の達成状況が4週8休以上（現場閉所日数/対象期間日数＝28.5%以上）であることをいう。

※1 対象期間の考え方について、以下の期間は対象期間から除く

- ・準備期間
- ・後片付け期間
- ・夏季休暇（3日間）
- ・年末年始休暇（6日間）
- ・工場製作のみの期間
- ・工事事務等による不稼働期間
- ・天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応期間
- ・その他、受注者の責によらず休工を余儀なくされる期間

なお、発注者の指示により土日作業（同一週内での指示に限る）を行った作業日は対象期間から除く。（別紙）

※2 巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

なお、分離発注工事の場合は、各発注工事単位で現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態（現場休息）をもって、現場閉所の判断を行うものとする。

3 現場閉所日数は、土曜日・日曜日にかかわらず現場を閉所した日の累計とし、荒天（降雨・降雪等）により休工した日も現場を閉所した日数に含めるものとする。

（対象工事）

第3条 すべての案件を対象とする。ただし、以下の案件については対象外とする。

①契約工期が50日未満の工事

②現場閉所が困難な工事

③発注課が対象工事に適さないと判断する工事

（入札公告等への明示）

第4条 発注者は、入札公告において、「土日完全週休2日制工事（発注者指定型経費補正なし）」である旨を明示する。

（経費の計上）

第5条 週休2日に関する経費補正は行わないものとする。

（工事成績評価における評価）

第6条 対象期間内ですべての土曜日・日曜日の現場閉所が達成できた場合、工事成績採点表 創意工夫の評価（監督員）における【施工】において加点評価する。

なお、現場見学会など、1週間以上前に判明した土日作業がある場合には、発注者との協議により土曜日・日曜日を別の日へ振替えることができるが、工事成績評価の加点対象となるのは、原則、前後各2週間以内の平日への振替えの場合とする。（別紙）

また、対象期間内ですべての土曜日・日曜日の現場閉所及び通期の週休2日が達成できなかった場合でも、工事成績評価の減点を行わない。

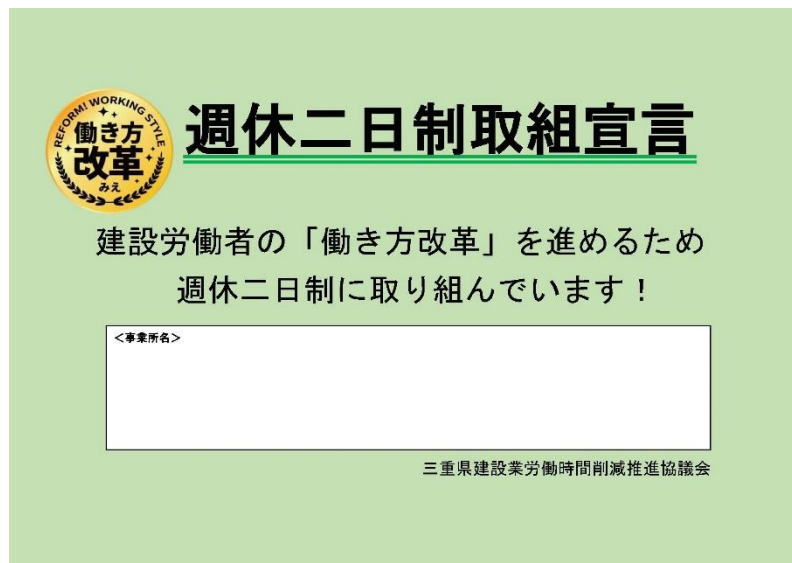
（その他）

第7条 受注者は、月1回、工事現場の休工状況を監督員に報告すること。また、工事完成時に通期の週休2日の達成状況を報告すること。

2 「三重県建設業労働時間削減推進協議会」※³が配付する「週休二日制取組宣言」を工事現場の公衆の見やすいところに掲示するよう努める。

なお、掲示例等詳細については、以下のとおりとする。

【掲示の例・サイズ】A3横サイズ（297×420 mm）



【入手方法】

- ・HPからダウンロードする場合

【三重県ダウンロードページ】

https://www.pref.mie.lg.jp/JIGYOS/HP/m0156500039_00002.htm

【三重労働局ダウンロードページ】

<https://jsite.mhlw.go.jp/mie-roudoukyoku/>

[hourei_seido_tetsuzuki/roudouki_jun_keiyaku/densisinnsei_00001.html](https://jsite.mhlw.go.jp/mie-roudoukyoku/roudouki_jun_keiyaku/densisinnsei_00001.html)

- ・直接受け取る場合

【配付先】厚生労働省三重労働局労働基準部監督課

- ・郵送で受け取る場合

厚生労働省三重労働局労働基準部監督課まで連絡（059-226-2106）

※3 建設事業の働き方改革関連法による時間外労働の上限規制が令和6年（2024年）4月1日から適用されており、これに向けて、長時間労働削減に関する自主的取組の促進を図ることを目的として、三重県、厚生労働省三重労働局及び三重県建設業協会等で構成する組織。

【別紙 通期の週休2日の考え方】

通期の週休2日とは、対象期間全体での現場閉所の達成状況が4週8休以上（現場閉所日数/対象期間日数＝28.5%以上）であることをいう。

通期の週休2日は、以下のとおり、月1回の現場閉所状況を確認し、工事完成時に週休2日の達成状況を確認する。

A月						
月	火	水	木	金	土	日
1	2	3 工事契日	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

A 月

- ・対象期間 対象外（準備期間）
- ・現場閉所日数 対象外（準備期間）
- ・現場閉所日数/対象期間日数 対象外
- ・土日現場閉所 対象外

B月						
月	火	水	木	金	土	日
		1	2 工事着手	3	4	5
6	7	8	9 作業指示	10	11 土曜作業	12
13	14 振替え	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

B 月

- ・対象期間 29 日
- ・現場閉所日数 8 日
- ・現場閉所日数/対象期間日数
8 日/29 日＝27.6…NG 工期全体で評価
- ・土日現場閉所 OK（土曜作業 OK、振替え OK）

C月						
月	火	水	木	金	土	日
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26 工事完成	27	28	29	30

C 月

- ・対象期間 6 日
- ・現場閉所日数 2 日
- ・現場閉所日数/対象期間日数
2 日/6 日＝33.3… OK
- ・土日現場閉所 OK

準備・後片付け期間

対象期間

通期（工期全体）

- ・対象期間 35 日
- ・閉所日数 10 日
- ・現場閉所日数/対象期間日数
10 日/35 日＝28.6…
- ・土日現場閉所 全て OK

第3編 土木工事（森林整備積算基準）編

1. 土日完全週休2日制工事（発注者指定型）試行要領

（目的）

第1条 建設産業において、就業者の高齢化と担い手不足が進行するなか、若手技術者等の確保・育成が重要な課題となっており、対応策の一つとして、週休2日の確保による建設現場の就労環境の改善が求められている。このため、週休2日（4週8休以上）の普及・定着に向けて土日完全週休2日制工事を試行する。

（定義）

第2条 土日完全週休2日制工事（以下「週休2日」という。）とは、工事開始日から工事完成報告書の提出日までを対象期間^{※1}として、現場閉所^{※2}を原則、すべての土曜日と日曜日に行うものをいう。

2 この要領において、週単位の週休2日とは、対象期間内のすべての週における現場閉所の達成状況が、1週間（月曜日から日曜日まで）のうち2日間以上であることをいう。（別紙1）

3 この要領において、月単位の週休2日とは、対象期間内のすべての月毎における現場閉所の達成状況が4週8休以上（各月の現場閉所日数/各月の対象期間日数＝28.5%以上）であることをいう。

なお、暦上の土曜日・日曜日の現場閉所でも4週8休（各月の現場閉所日数/各月の対象期間日数＝28.5%）に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所を行っている場合に、4週8休以上（各月の現場閉所日数/各月の対象期間日数＝28.5%以上）を達成しているものとみなす。（別紙2の①）

※1 対象期間の考え方について、以下の期間は対象期間から除く

- ・準備期間
- ・後片付け期間
- ・夏季休暇（3日間）
- ・年末年始休暇（6日間）
- ・工場製作のみの期間
- ・工事事故等による不稼働期間
- ・天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応期間

・その他、受注者の責によらず休工を余儀なくされる期間

なお、週単位の週休２日の場合において、対象となる週が１週間（月曜日から日曜日）に満たない週、発注者の指示による土日作業（同一週内での指示に限る）を行った週は対象期間から除く。（別紙１の①、②）

また、月単位の週休２日の場合において、発注者の指示による土日作業（同一週内での指示に限る）を行った日、暦上の土曜日・日曜日が対象期間に含まれない月は対象期間から除く。（別紙２の②、③）

※２ 巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて１日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

（対象工事）

第３条 すべての工事の案件を対象とする。ただし、以下の案件については対象外とする。

- (1) 契約工期が、５０日未満の工事
- (2) 現場閉所困難な工事

（入札公告等への明示）

第４条 発注者は、入札公告において、「土日完全週休２日制工事（発注者指定型（経費補正あり）（週単位））」である旨を明示する。

（経費の計上）

第５条 当初設計における週休２日に関する経費は、週単位の週休２日の現場閉所を前提とした補正係数（三重県が定める週休２日制試行要領（森林整備保全工事編）土日完全週休２日制工事（発注者指定型）試行要領（最新版）に規定する補正係数をいう。）を乗じたそれぞれの経費（労務費、共通仮設費率、現場管理費率、市場単価、標準単価）を計上するものとする。

２ 受注者は、週単位の週休２日に取り組むことを希望するかについて、工事着手前に発注者へ様式１により報告するものとする。取組を希望しない場合は、月単位の週休２日に取り組むものとする。

３ 工事の精算にあたり、週単位の週休２日に取り組むことを希望しない場合、または、週単位の週休２日は達成できなかったものの、月単位の週休２日を達成した場合は、月単位の補正係数（三重県が定める週休２日制試行要領（森林整備保全工事編）土日完全週休２日制工事（発注者指定型）試行要領（最新版）に規定する補正係数をいう。）に減額変更するものとする。

また、月単位の週休2日を達成できなかったものについては、補正分を減額変更するものとする。

- 4 算定する現場閉所日数は、土曜日・日曜日にかかわらず現場を閉所した日の累計とし、荒天（降雨・降雪等）により休工した日も現場を閉所した日数に含めるものとする。

なお、週休2日の算定においては実際に現場閉所した日を週または月単位で算定すること。

- 5 受注者は、月1回、工事現場の休工状況を監督員に報告すること。

（工事成績評定における評価）

第6条 対象期間内ですべての土曜日・日曜日の現場閉所が達成できた場合、工事成績採点表 創意工夫の評価（監督員）における【施工】において加点評価する。

なお、現場見学会など、1週間以上前に判明した土日作業がある場合には、発注者との協議により土曜日・日曜日を別の日に振替えることができるが、工事成績評定の加点対象となるのは、原則、前後2週間以内の平日への振替えの場合とする。（別紙1の③、別紙2の④）

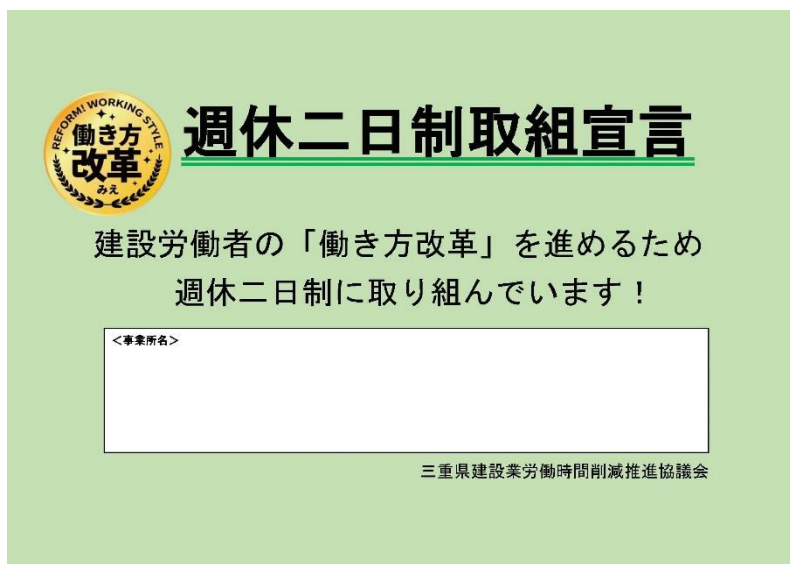
また、対象期間内ですべての土曜日・日曜日の現場閉所、週単位及び月単位の週休2日が達成出来なかった場合でも、工事成績評定の減点を行わない。

（その他）

第7条 「三重県建設業労働時間削減推進協議会」※³が配付する「週休二日制取組宣言」を工事現場の公衆の見やすいところに掲示するよう努める。

なお、掲示例等詳細については、以下のとおりとする。

【掲示例・サイズ】A3横サイズ(297×420mm)



【入手方法】

- ・HPからダウンロードする場合

【三重県ダウンロードページ】

https://www.pref.mie.lg.jp/JIGYOS/HP/m0156500039_00002.htm

【三重労働局ダウンロードページ】

[https://jsite.mhlw.go.jp/mie-roudoukyoku/](https://jsite.mhlw.go.jp/mie-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/roudouki_jun_keiyaku/densisinnsei_00001.html)

[hourei_seido_tetsuzuki/roudouki_jun_keiyaku/densisinnsei_00001.html](https://jsite.mhlw.go.jp/mie-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/roudouki_jun_keiyaku/densisinnsei_00001.html)

- ・直接受け取る場合

【配付先】厚生労働省三重労働局労働基準部監督課

- ・郵送で受け取る場合

厚生労働省三重労働局労働基準部監督課まで連絡（059-226-2106）

※3 建設事業の働き方改革関連法による時間外労働の上限規制が令和6年（2024年）4月1日から適用されており、これに向けて、長時間労働削減に関する自主的取組の促進を図ることを目的として、三重県、厚生労働省三重労働局及び三重県建設業協会等で構成する組織。

【別紙１ 週単位の週休２日の考え方】

週単位の週休２日とは、対象期間内のすべての週における現場閉所の達成状況が、１週間（月曜日から日曜日まで）のうち２日間以上であることをいう。

週単位の週休２日の達成状況については、以下のとおり判断し、対象期間全ての週毎の達成状況を確認したうえ、その達成状況に応じて、経費補正を評価する

① 準備期間や片付期間が含まれる場合

月	火	水	木	金	土	日
準備期間 (対象外)		対象期間 →			現場閉所	現場閉所

●週単位の達成状況：この週は対象外（対象期間が１週間未満）

■工事成績評定の加点：達成（土・日曜日の現場閉所）

月	火	水	木	金	土	日
			対象期間 ←	片付期間 (対象外)		

●週単位の達成状況：この週は対象外（対象期間が１週間未満）

■工事成績評定の加点：対象外（対象期間に土・日曜日を含まない）

② 同一週内での指示による土日作業（緊急対応等）を行った場合

月	火	水	木	金	土	日
指示日					緊急対応	現場閉所

●週単位の達成状況：この週は対象外（緊急対応のため）※１

■工事成績評定の加点：達成（緊急対応により土曜日が対象外）※２

※１ 週単位において、発注者の指示による土日作業（同一週内での指示に限る）を行った週は、対象期間から除く。

※２ 工事成績評定において、発注者の指示による土日作業（同一週内での指示に限る）を行った日は、対象期間から除く。

- ③ 1週間以上前に判明した土日作業（現場見学会等）を前後2週間以内の平日に振替えた場合

月	火	水	木	金	土	日	
	指示日		現場閉所			現場閉所	第A週
						現場閉所	第B週

振替え

第A週

●週単位の達成状況：達成（1週間で2日の現場閉所）

■工事成績評定の加点：未達成（土曜日に現場作業）

第B週

●週単位の達成状況：未達成（1週間で1日の現場閉所）※3

■工事成績評定の加点：達成（振替えによる土・日曜日の現場閉所）

- ※3 発注者の指示による土日作業は原則、現場閉所日を前後2週間以内の平日に振替えるものとするが、週をまたぐ振替えについては、振替えた先の週における現場閉所日として扱うものとする。

【別紙2 月単位の週休2日の考え方】

月単位の週休2日とは、対象期間内のすべての月毎における現場閉所の達成状況が4週8休以上（各月の現場閉所日数/各月の対象期間日数＝28.5%以上）であることをいう。

なお、下記①の場合も4週8休以上達成とみなす。

- ① 暦上の土曜日・日曜日の現場閉所でも4週8休に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に現場閉所を行っている場合に、4週8休以上を達成しているものとみなす。（A月、B月）

A月（パターンA）						
月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

- ・ A月すべてが対象期間の場合

$$\frac{8 \text{ 日（土日日数）}}{30 \text{ 日（対象日数）}} = 26.66 \dots$$

4週8休に満たないが、A月は8日以上
の現場閉所で4週8休以上達成とみなす

B月（パターンB）						
月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

- ・ B月22日から対象期間が始まる場合

$$\frac{2 \text{ 日（土日日数）}}{9 \text{ 日（対象日数）}} = 22.22 \dots$$

4週8休に満たないが、B月は2日以上
の現場閉所で4週8休以上達成とみなす

- ② 暦上の土曜日・日曜日が対象期間に含まれない月は対象期間から除く。
（C月）

C月（パターンC）						
月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

- ・ C月4日で対象期間が終わる場合
- ・ C月29日から対象期間が始まる場合



暦上の土日を含まないため、対象期間から除く

- ③ 同一週での指示による土日作業は対象期間から除く。

D月（パターンD）						
月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16 指示日	17	18	19	20 緊急対応	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

- ・ D月 16 日の指示で D月 20 日に緊急対応を行った場合



緊急対応の作業日を除いた土日日数の現場閉所を行ってれば、4週8休以上の達成とみなす

土日日数 8 日 ⇒ 土日日数 7 日
緊急対応除く

※ 月単位及び工事成績評定において、発注者の指示による土日作業（同一週内での指示に限る）を行った日は、対象期間から除く。

- ④ 土曜日・日曜日をやむを得ず振替える場合（E月、F月）

【同じ月への振り替え】							【他の月への振り替え】						
E 月							F 月						
月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14	8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21	15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28	22	23	24	25	26	27	28
29	30						29	30					

- ・ E 月の現場閉所日としてみなす

- ・ F 月の現場閉所日としてみなす
（E 月の現場閉所日としない）

※ E 月の 4 週 8 休以上の率算出時に注意

【工事成績評定の加点】

振替え対象となる土曜日・日曜日から、原則、前後 2 週間以内の平日への振替えの場合とする。

様式 1

土日完全週休 2 日制工事（発注者指定型（経費補正あり）（週単位））

週単位の週休 2 日の実施について

以下のいずれかを■にしてください。

☐：当社は週単位の週休 2 日を実施します。

☐：当社は週単位の週休 2 日を実施せず、月単位の週休 2 日に組み入れます。

令和 年 月 日

工事名 _____

会社名 _____

現場代理人 _____